

## ヒアリングを終えての法改正に向けてのメモ

佐久間大輔

## ・多様な博物館の存在は博物館の活力の源であり、そして社会の利益である。(目的及び定義に関連し)

今回、WG としての 2 回のヒアリングを重ね、さらに日本博物館協会主催のシンポジウム、全国科学博物館協議会のシンポジウム、西日本自然史系博物館ネットワークの懇談、全日本博物館学会での懇談などの機会を通して強く感じたのは、実に幅広い施設が社会の中での、幅の広い学びを担い、人々の知的好奇心を刺激し、社会教育の強力な担い手として機能しているという事実である。どの施設も中核的な人材がその施設が伝えるべき文化や自然・生命・学術の価値を人々に伝えていた。その施設が大切に保持しているものは、旧来の標本や資料・美術品だけでなく、生き物や文学史の関連資料、現象の記録、あるいはプラネタリウムの手順や語り・演出といったプログラムなどが含まれていた。全体として「資料」の成り立ちも様々であり、保全のあり方も同一性の保持が困難な有形の生体から無形のものまで幅広い。中核となる担い手も、それぞれのバックグラウンドの分野の専門性を持ってはいても必ずしも「学芸員」ではない。その上でなお、これらの施設での学びのあり方、資料の守り方、社会との関わり方は「博物館」のそれであった。

形こそ違えその「資料」を大切に保持し、中核的スタッフが教育を行い、研究を行い、改善を図るその活動は、たとえ現行の博物館法で登録博物館とみなすことは難しくても、ICOM の定義にも該当するような博物館の活動である。少なくとも重要な社会教育活動である。多くの人がそれらの施設で自然や文化や生命、学術の価値に触れ、その刺激はより良い社会づくりに役立っていることは疑いない。SDGs のような多様な価値認識を必要とする社会構築にこうした施設群は欠くことが出来ない。これらの施設を博物館として振興し、より多くの国民の利用に供することが国民の利益である。

博物館法は教育基本法、社会教育法に基礎をおき、制定されている。教育基本法 12 条を基礎とするなら、公立博物館は「社会において行われる教育」を奨励し、社会教育を振興する手段の一つとして国や自治体によって設置されている。同法の目的としてこれら諸施設の活動は振興・支援されるべきものであり、私立博物館も奨励されている。前項の諸施設はこの法においては博物館としてしか位置づけようがないものであろう。しかし、これらの施設の多くが、登録制度に適合しないために博物館として法的には位置付けられていない現状がある。確かに、現行博物館法においては、博物館は登録制度（と相当施設制度）によって限定されている。これらの制度は博物館草創期において、より質の高い博物館を作るためのものであったはずである。しかし現在この制度が、質を高めるどころか、博物館の門戸を狭めるものとして機能してしまっていることは悲しい現実だ。

上述のような施設には発展した学術を社会に伝えるためのアウトリーチとして作られたもの（例えば科学館や公開天文台）、地域のアイデンティティや特色を広め伝えるためにふるさと創生や観光事業の延長で作られたもの（様々な施設が該当）、自然を愛する精神を涵養するため、あるいは生物多様性の保全といった目的で作られたもの（動物園・水族館・植物園やビジターセンターなど）など、旧来の博物館が社会教育のために整備されたのとは異なる成り立ちで作られたものも多いだろう。しかし実態としてこれらは社会教育施設として市民に活用されている。前述のように SDGs、具体には生物多様性保全、環境理解、国際理解、科学技術基本計画、などに、さらに高齢者福祉、持続可能な観光、そして地域経営とい

った幅広い国や自治体の政策を進めていく上で必要な存在である。特に子どもだけでなく成人のための学習・教育には他にほとんど手段が見当たらない。これらの施設の活用こそが国民の未来に直結する学びの場であり、社会的な利益につながる。

博物館法はこれら多様な施設を弾くのではなく、幅広く博物館と位置付けた上で、より良い施設として発展させる誘導的な制度であるべきである。現行法の定義を限定的なものから変更し、幅広く容認、位置付けた上で、共有できる社会的な役割（利用者や地域の福祉に貢献する公共的な存在であること、未来世代へ価値をつなぐための持続可能な存在であること）を提示することが必要であると考えられる。この定義は特に、各設置者にとっての施設の活動向上の拠り所として社会教育の貢献拠点として機能する支えになっていくことが期待でき、幅広い博物館の連帯をつくるための接点としても機能する。登録（認証）制度はより高い運用レベルとそれに見合うサポートを求める資格のような制度にしていくことが望ましい。その認証も定義と社会的役割の延長線上に構築していくべきであろう。ネットワークの中核は登録博物館の中から生まれるだろうし、中核館によるサポート対象は登録館だけでなく幅広い「博物館」全体に及ぶことが望ましい。

現行の登録制度を柔軟な幅広いものに拡張し、その上で上位の制度を作る学術会議提案のような制度を考えることも可能かもしれないが、一連のワーキングでの議論の中では二重の制度を運用していく様々な弊害への意見も出されたところである。しかし、学術会議提案も上述のような多様な施設を博物館の中に位置付けるべきだ、という思いの方向は同一であり、最終的に目指す姿は近いものである。

（非登録館を含め）「博物館施設は社会の中でどのような存在なのか」を位置づけることは国民の博物館への目線を変化させることにつながる。2条「定義」は日本博物館協会の博物館の原則、ICOMによる定義などと連続性のある広く博物館を包摂するものとし、1条の目的や3条の事業、などと連動して博物館が持続的社會に貢献する機関であることを示して欲しい。

参考 佐久間大輔 2021 報告書や提言から読み解く博物館法改正に向けた課題 <http://id.nii.ac.jp/1504/00001551/>

佐久間大輔 2020 ICOMの指し示す自然史博物館の将来の機能 金属 90(9) 704-709

#### ・博物館の事業を実態に合わせより国民の近くに（事業・学芸員関連）

博物館法3条に書かれている事業内容の多くは博物館法制定時に比べ拡大している博物館の役割を反映していない。中でも4～7項にある調査研究などの活動が「博物館資料に関する」と限定されていることは、特に活動を館内で計画できない小規模の博物館の活動を抑制してしまう。博物館の資料収集や展示企画は全て地域や主題に関わる幅広い調査研究を必要とするからである。結果として博物館資料になる場合はあっても、調査研究は必ずしもそれを前提にはできない。研究はむしろ博物館の設置目的や使命に基づいて行われる。

9項には教育活動が記述されているが4条の学芸員の職務には教育活動がなく、誰がどのように実施するのが不明確になっている。生涯学習など、平成期に博物館の教育活動が強化された際に十分な改正がなされなかったことによるのではないかと思われる。学芸員の養成課程に博物館教育など教育系科目があることから、その必要性の根拠として、4条に教育に関する記述を追加すべきだろう。

10項「他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し」も研究や災害時

の相互扶助など重要かつ成果が上がりそうな項目が抜けており、ネットワーク活動を推進するためには加筆が望ましい。

11 項「学校、図書館、研究所、公民館等」との連携についてもこの記述があることは望ましいが、実際の推進体制が特に構築されているわけでもなく、この項の政策化は文化庁が担うのか、文部科学省が担うのかも不明である。地域文化資源の DX 化と活用にはこれらの組織の連携が大変重要であり、次項と関連して文化庁でも MLA 連携をサポートする体制の検討が欲しいところである。

**参考** 佐久間大輔 2021 多目的化する博物館における学芸員にとっての研究の位置付けを考える 一予察として— <http://id.nii.ac.jp/1504/00001553/>

山西良平, 佐久間 大輔, 高井 健司 2021 博物館法改正に向けた逐条点検の試み <http://id.nii.ac.jp/1504/00001548/>

### ・多様な博物館を支えるための重層的な仕組みづくりが欠かせない

ヒアリングで明らかになったように、博物館は実に多様な存在である。かつて文化庁所管が歴史系博物館と美術系博物館だった時代に比べ、自然史系、科学系博物館を含め博物館政策の対象は幅広いものとなっている。さらに動植物園水族館のサポートも重要な課題だ。これら我が国の博物館全体をサポートするためには、かつてとそれほど変わらない現在の体制は、決して十分なものと言えない。

特に小規模な、登録に至っていない数多くの博物館を含め全国の博物館をサポートしていくためには、所管自治体による一般的な支援をよりきめ細かく充実させるだけではなく、今回の一連のワーキングで議論されている中核館を作ったの博物館業務に特化したネットワーク型のサポート、国立の博物館施設や独法のナショナルセンターとしての特に専門領域を中心とした機能発揮など重層的なサポートも大変重要である。これに加え、都道府県や市町村の博物館行政と連携を取り、必要な支援を行う国、文化庁としての体制も大変重要なものになる。

ワーキングで議論されている第三者機関や博物館ネットワークは、助走段階から離陸期間にかけて相当の細やかな指導が必要になる可能性がある。また審査をする都道府県や審査される機関を抱える市町村も含め、文化庁の負担も相当なものが予想される。何より、今後法改正の後には細かな制度設計の上での政省令や通達、「望ましいあり方」の議論、他省庁との連携などの課題が大変多く残っているのである。第三者機関も制度開始前後には負担が予想され機能強化が必要な場合があるだろう。現在の博物館政策対話を常設的に学术界及び博物館業界、国民と行っていくためにも博物館振興室の拡充を含め、検討が必要と考える。